

令和6年3月26日
所 長 裁 定

(設置)

第1条 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立極地研究所（以下「研究所」という。）運営会議規則第7条第1項に基づき、研究所の共同利用に関わる事項を審議するため、共同利用審議委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 本規程における「共同利用」とは、研究所が主体となって募集し実施するもので、研究所が所有する装置や学術データ、資料等を全国の研究者の利用に供する事業及びそれらを使用して共同研究を行う事業のことをいう。

(任務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 共同利用の方針に関する事項
- 二 共同利用の計画に関する事項
- 三 共同利用の募集・採択・報告に関する事項
- 四 その他共同利用に関する重要事項

(組織)

第4条 委員会は、委員20人以内で次の者をもって組織する。

- 一 情報・システム研究機構国立極地研究所運営会議委員のうちから、所長が委嘱する者
- 二 第7条で定める各分科会の分科会長
- 三 学識経験のある者及び関係研究機関等の職員のうちから、所長が委嘱する者
- 四 副所長
- 五 研究所の教授及び准教授のうちから、所長が指名する者

2 前項の委員の構成は、半数以上を情報・システム研究機構外の委員とする。

(任期)

第5条 前条第1項第1号、第3号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長並びに幹事を置く。

- 2 委員長は、副所長のうちから、所長が指名する。
- 3 副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 幹事は、委員のうちから、委員長が指名する。
- 5 委員長は、委員会の会務を総理する。

- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事は、委員長の命を受け、議事を整理する。

(分科会)

第7条 委員会に、その審議すべき事項を分担させるため、以下の分科会を置く。

- 一 特別共同研究分科会
 - 二 南極隕石研究分科会
 - 三 アイスコア研究分科会
 - 四 EISCAT レーダー運営分科会
 - 五 二次イオン質量分析研究分科会
 - 六 南極昭和基地大型大気レーダー共同利用分科会
- 2 各分科会の委員の構成は、第4条第2項の規定を準用する。
 - 3 前項に定めるもののほか、各分科会の組織及び運営については、別に定める。

(議事)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、管理部総務企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行によって最初に委属又は指名される委員の任期は、第8条の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。
- 3 情報・システム研究機構国立極地研究所統合研究委員会規則（平成16年4月16日情報・システム研究機構国立極地研究所規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。